

# 多様なプレイヤーに拡大する

## 仮想通貨・デジタル通貨への試み

### ビットコインはデータの処理能力向上の課題が表面化

改正資金決済法が今年4月に施行となり、9月に仮想通貨交換業者の登録第一弾が発表されるなど、日本の仮想通貨市場は発展のさなかにある。民間銀行や中央銀行によるデジタル通貨への取組みも広がっている。他方、ビットコインを巡っては、価格高騰にわく一方で、本来期待されていた送金での利便性においては課題に直面している。

#### 交換業者、民間銀行

##### 中央銀行等が取組みを推進

仮想通貨交換業のビットフライヤーは11月29日、米国において仮想通貨交換業を開始した。ニューヨーク州など42州で仮想

通貨交換業のためのライセンスを取得。今後、円と米ドル間でのビットコインを利用した送金サービスも早期に実現したいと考えた。たとえば、日本から米国に送金する際、円を仮想通貨に交換して送金し、米国にいる相手は仮想通貨から米ドルに交換して受け取る仕組みであり、従

来よりも低コストで即座に送金を完了できる。

他方、ビットコインのマイニング事業は現在、中国勢が圧倒的なシェアを占めるが、SBIホールディングス（HD）やGMOインターネット、DMJM、Smtといった日本企業がマイニング事業の開始・参入を表明している。

SBIHDは、傘下に仮想通貨交換業者の登録を受けたSBIバーチャル・カレンシーズを設けるなどグループ内の体制整備を行いつつ、海外の仮想通貨関連企業へ続々と出資。また、

仮想通貨や電子マネー、ポイントなどと交換可能な決済基盤「Sコインプラットフォーム」の構築に取り組み（18ページ）。

三菱UFJフィナンシャル・グループは、ビットコインの基盤技術であるブロックチェーンに着目して、独自のデジタル通貨「MUFJコイン」の開発を進めるほか、国内外のコンソーシアム等に積極参加。なかでも、8月から参加している「ユーティリティ・セトルメント・コイン」はスイスのUBSが主導するコンソーシアムで、中央銀行に銀行が預けるお金を裏付けと

してコインを発行し、そのコインで銀行間決済を行うという取組みだ。リアルタイム決済の実現によって信用リスク軽減を図る狙いがあり、19年の実用化を目指す。また、「金融取引の裏付けとして、銀行間での債権やデリバティブの取引などにも汎用的に使える」（三菱東京UFJ銀行デジタル企画部・柴田誠プリンシパルアナリスト）との期待もある。

一方、スウェーデンやシンガポールでは、中央銀行によるデジタル通貨発行の研究も進んでいる（15ページ）。米国でも二

# 超売手市場で深刻化する 地銀の新卒採用難

新卒採用マーケットは空前の売り手市場のなか、地方銀行では2018年4月入行の内定式が10月に終わり、19年4月入行の新卒採用に向けた準備が始まっている。18年入行者の採用について、おおむね「目標人数を確保できた」という声が多いものの、大幅な内定辞退者が出たり、地元出身者のUターン採用が振るわなかったりという状況が顕著になってきた。「優秀な人材の確保は次の中期経営計画における優先課題」と危機感を露わにする採用担当者もいる状況だ。

## 地銀の採用面接が

### 「練習台」にされる現実

「就職活動を行っている学生からみて、地銀が県内の一番手企業というブランドはもはや剥落している。残業が多い実態も知れ渡っており、むしろブラック企業と思われているのではないか」。ある大手地銀の人事担当幹部は、ここ数年の新卒採用活動を自嘲気味に振り返る。

同行では18年4月入行の採用はスケジューリングどおりに終えたものの、内定辞退者が内定者全体の2割にのぼり、10月の内定式以降にも数名の辞退が出ている。「必要最低限の人数は確保できているため、秋採用の実施に追い込まれた過年度よりはみしたが、優秀な学生から順番に辞退されてしまっている」(同)と苦悩を打ち明ける。

新卒採用マーケットはこの数年、全国的

に超売手市場で推移しており、就職人気企業ランキングで県内上位に位置する地方銀行でも採用難が続いている。

とくに地方部の地銀で聞かれるのが、

「Uターン学生が採れなくなった」(西日本の地銀)という声だ。「外の空気を知っている人材が欲しいため、全体の6〜7割は県外へ進学した学生を採用している」(東日本の地銀)というように、多くの地銀がUターン学生を狙い、東京・大阪をはじめ県外での採用を活発化させている。しかし、「二昔前と違い、長男・長女であっても、親が「地元へ帰ってこい」といわなくなった」(同)という状況もあり、採用母集団自体の減少を懸念する。県外学生が受験する場合であっても、「やむなく地元へ帰らざるをえなくなった場合の『抑え』(西日本の地銀)というケースが増えており、内定を出しても結局は東京などの

大手企業に就職してしまうという。

そのため、最終的に200名弱に内定を出したものの、「選考中の面接辞退や内定辞退が100名にものぼった」(東日本の地銀)という、これまでありえなかった事態が生じている。

学生の併願先も変わってきたようだ。従来は金融業界を志望して、メガバンクや保険・証券と一通り受けるなかで出身地の地銀も受験する傾向がみられたが、近年は特定の業界に絞らずに受験する傾向が強まっている。「面接時に併願先を聞くと、IT関連やサービス業など東京の大手企業ばかりで金融機関は当行のみ。とりあえず地元地銀も受けておこう、という『練習台』に使われてしまっている」(西日本の地銀)。

地銀の採用担当者の落胆ぶりは察するに余りあるが、もちろん内定には法的拘束力はない。「内定辞退者が将来的に大事なお客さまになる可能性もあり、辞退の理由は詳しく詮索せず、無理な引き留めはしていない」(大手地銀)という。

## 入行前の理想と

### 入行後の現実にギャップも

せっかく採用したのに、戦力になりかけた矢先に転職されるのも頭痛のタネだ。

「3年以内で辞める行員は大半が県庁に転職している」(西日本の地銀)、「転職先はほぼ東京の大手民間企業」(東日本の地銀)というように、官庁や大都市の大手企

# MiFID IIが求める 手数料分離への実務対応

## 米国証券取引委員会がレターを、 欧州委員会がFAQを公表



有限責任あずさ監査法人 金融事業部  
テクニカル・ディレクター(公認会計士)

加藤 俊治

投資家保護のため、取引執行手数料とリサーチ費用の分離による手数料の透明化を求めるMiFID II(欧州第2次金融商品市場指令)の施行日が2018年1月3日に迫っている。これに関連し、米国証券取引委員会(SEC)と欧州委員会(EC)が10月26日、指針を公表した。ECは第三国のブローカー・ディーラーに(BD)もリサーチ費用の明確化を求め、SECはMiFID IIに応じた法改正の検討も示唆している。

### 投資家保護に向けた 手数料透明化の一環

18年1月3日に迫ったMiFID II適用開始に向け、17年10月26日にSECはMiFID IIが定めるリサーチコストアンバンドリング(取引執行手数料とリサーチ手数料の分離。以下、「アンバンドリング」)に関して、三つの金融団体からの照会に対する3本のノータクシジョン・レター(注1)を公表した。同時にECはEU域外国によるEU内投資会社へのリサーチおよび取引執行サービス提供に係るFAQを公表している。本稿では、これらの動きの背景となったMiFID IIのアンバンドリングとSECレターおよびECのFAQの概要を説明する。MiFID IIは投資家保護のために手数料の透明化を求めており、投資会社は投資家に対し

て売買等に関する取引執行費用と投資に関するリサーチに係る費用を分離する必要がある(注2)。リサーチ費用に関しては、投資会社が自らの資金で支払う方法とリサーチ費用の支払専用口座(RPA: Research Payment Account)から支払う方法が認められている。RPAは投資会社によって管理され、その資金調達は投資家が負担し、毎年度投資家の合意を得たりサーチ予算を立てて執行するとともに、内容をモニタリングして次年度の予算を見直すなどPDCAを回す運営が求められている。

### 米投資アドバイザー法の 適用除外(SIFMAレター)

米国証券業金融市場協会(SIFMA: The Securities Industry and Financial Markets Association, 注3)による照会は、MiFID IIへの対応が米国の

1940年投資アドバイザー法違反になるのではないかと懸念である。これは、有償でリサーチ提供を行うBDが、同法上の投資アドバイザーではないことに由来している。

たとえば、米国BDがEU域内の投資会社にリサーチを提供してその対価を受領することはEU域内の投資会社にとってはMiFID IIに準拠するためには必要な対応であるが、米国BDにとっては受領した対価が投資アドバイザー法の有償のリサーチ提供に該当する場合には同法違反の懸念を生じさせることになる。

このようなケースは米国だけでなく、広くEU域外国からのリサーチ提供についても生じる可能性があり、このことがSECレターと同時にECからFAQ "MiFID II: INTERACTION WITH THIRD COUN-